

自動車重量税・エコカー減税の見直し

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

自動車重量税のエコカー減税については、2035(令和17)年までに乗用車の新車販売に占める電動車(※1)の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年間延長する。

(※1)電動車とは、走行する動力源として電気モーターを活用する自動車をいい、電気自動車(EV)だけでなく、ハイブリッド車(HEV)等も含む。

2. 内容

新規検査時の税額	改正前	要件	
		2026(令和8)年5月1日 ～ 2027(令和9)年4月30日	改正後 2027(令和9)年5月1日 ～ 2028(令和10)年4月30日
免税	電気自動車等(※2)	電気自動車等	
	2030(令和12)年度基準(※3) 125%達成	基準125%達成	
	基準100%達成	基準105%達成	
75%軽減	-	基準100%達成	
50%軽減	基準90%達成	基準95%達成	
20%軽減	基準80%達成	基準80%達成	基準85%達成
本則税額	基準75%達成		基準80%達成

(注)例えば、「2030(令和12)年度基準125%達成」とは、エネルギー消費効率が2030年(令和12)年度の基準より25%以上燃費性能の良い自動車をいう。

電気自動車等及び基準125%達成した自動車は、新規検査から3年後の継続車検時においても免税となるが、これについては改正なし。それ以外の自動車は継続車検時は、重量税の減免は受けられない。

※2 「電気自動車等」とは電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車。

※3 基準となる年度は、すべて2030(令和12)年度であるため、単に「基準〇〇%達成」と記載する。

<改正のポイント>

具体例(新規検査時の重量税の試算)

車種	車両型式	車両重量	WLTCモード(※1)		基準達成度区分	改正前	改正後	
			燃費値	燃費基準値		2025年5月1日～ 2026年4月30日	2026年5月1日～ 2027年4月30日	2027年5月1日～ 2028年4月30日
A社 車種a	○OA-AZOO	1,820kg	18.2km	20.9km	80%達成	22,500円 (25%軽減)	22,500円 (25%軽減)	30,000円 (本則課税)
B社 車種b	○OA-ZVOO	1,480kg	24.6km	24.0km	100%達成	0円 (免税)	5,600円 (75%軽減)	5,600円 (75%軽減)

(出典:一般社団法人 日本自動車工業会 「エコカー減税対象車一覧表」より2車種抜粋)

(※1)WLTCモードは、「市街地」「郊外」「高速道路」の各走行モードを平均的な使用時間分配で構成した国際的な燃費測定方法のこと。

3. 適用時期

2026(令和8)年5月1日から段階的に適用

4. 影響

改正により、減免区分となる燃費基準の達成度が引き上げられ、特例の縮減となっている。大綱に、「次のエコカー減税の期限到来に当たっては、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化等を踏まえ、燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る」との記載があるため、減税の対象となる電気自動車等や燃費性能の高い自動車の技術的開発の促進が求められる。